

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支社（以下「事業場」という。）において、営業職として就労していた。
- 2 請求人によると、同月中旬からの長時間労働及びパワーハラスメントによりうつ病を発病したという。請求人は、同年〇月〇日、D病院に受診し「精神症状を伴わない重症うつ病エピソード」と診断された。
- 3 請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述等を踏まえ、平成〇年〇月下旬、ICD-10診断ガイドラインの「F32.1 中等症うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断している。当審査会としても、請求人の症状とその経過等に照らすと、同医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。

(ア) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①達成困難なノルマを課されたこと、②ノルマを達成できなかったこと、③ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けたことを主張している。

(イ) 上記 (ア) の①について、請求人は、平成〇年〇月〇日、会社から、建設業者の落札物件に対する電話、訪問、注文品の配達などの営業の業務について1日〇件行うようにとの指示があり、翌日、Fからも同様の指示を強く受けたが、これは新人である請求人には達成困難なノルマであったと主張している。この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみて検討することが相当であるが、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)イ(ア)に説示のとおり、1日に〇件のノルマは請求人と同様に経験が浅い労働者であっても達成困難なものとは認めず、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(ウ) 上記 (ア) の②について、請求人には、1日〇件のノルマを達成することができない日があったことが認められる。この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみて検討することが相当であるが、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、ノルマ未達成によるペナルティは存在せず、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(エ) 上記 (ア) の③について、請求人は、ノルマを達成できないことに関して、Fから、「（飛び込みでもいいから）〇件回れ！」と罵倒された旨述べている。当審査会としては、この出来事は、その態様からして、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみて検討することが相当であると判断するところ、請求人が上司の発言により不快感を覚えたことは認められるものの、Fらの請求人に対する言動は、業務推進上の指導・叱責・激励であり、業務指導の範囲内のものであると認められることなどに照らし、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

なお、請求人は、請求人に対する適切な指導が欠けていた旨を主張するが、請求人の年齢や長年にわたる顧客対応等の経験さらには相応の待遇で雇用されたことを踏まえると、その主張は採用できない。

(オ) 労働時間についてみると、決定書理由に説示のとおり、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。なお、この点について、請求人は、同人が深夜にも就労し過重な長時間労働があったと主張するが、一件記録を精査

するも、同主張を裏付けるに足りる客観的かつ的確な資料はなく、請求人の主張を採用することはできない。

(カ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「弱」の出来事が3つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人の業務以外の要因については、特記すべき事項は認められない。

(5) なお、請求人のその余の主張について、一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。